

平成31年3月

教育委員会定例会議案等

新潟市教育委員会

付議事件

議案第28号

事務局職員の人事措置について

事務局職員の人事措置について、次のとおりとしたいため議決を求める。

平成31年3月14日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

非公開での審議を予定しているため、詳細は審議時に関係者のみ配布いたします。

議案第 29 号

新潟市公民館条例施行規則の一部改正について

新潟市公民館条例施行規則の一部改正について、次のとおりとしたいため議決を求める。

平成 31 年 3 月 14 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市公民館条例施行規則の一部改正について

1 改正理由

現在、新潟市白根地区公民館「ラスペックホール」は、利用開始日の 2 月前の日が属する月の初日から利用開始日の 3 日前までが、受付期間となっている。

505 席を有するホールを 2 か月前の利用予約受付では、準備期間が短いこと等不都合が生じていた。利用者の利便を図るため、12 月前から施設予約が行えるように所要の改正を行うもの。

2 改正内容

新潟市白根地区公民館ラスペックホールについて、利用の許可の申請等の受付期間を、「利用開始日 2 月前の日が属する月の初日から 3 日前まで」から、「利用開始日の 12 月前の日が属する月の初日から利用開始日の 3 日前まで」に改正する。

3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

新潟市公民館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市公民館条例施行規則（平成16年新潟市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表第2新潟市中央公民館映像ホールの項の次に次のように加える。

新潟市白根地区公民館 ラスペックホール	利用開始日の12月前の日が属する月の初日
------------------------	----------------------

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

新潟市公民館条例施行規則(平成16年教育委員会規則第20号)新旧対照表

付議 4

改正後（案）	現行	備考														
<p>(利用の許可の申請等)</p> <p>第5条 公民館を利用しようとするものは、新潟市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成18年新潟市規則第66号）に規定する新潟市公共施設予約システム（以下「施設予約システム」という。）により利用の許可の申請をしなければならない。ただし、教育委員会が公民館を利用しようとするものに施設予約システムにより難い特別の事情があると認める場合は、別記様式第3号による利用許可申請書により利用の許可の申請をすることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認める場合は、別記様式第3号による利用許可申請書により利用の許可の申請をしなければならない。</p> <p>3 第1項の申請の受付開始日は、別表第2に定めるとおりとし、受付終了日は利用開始日の3日前とする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>4（略）</p> <p>別表第2（第5条関係）</p>	<p>(利用の許可の申請等)</p> <p>第5条 公民館を利用しようとするものは、新潟市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成18年新潟市規則第66号）に規定する新潟市公共施設予約システム（以下「施設予約システム」という。）により利用の許可の申請をしなければならない。ただし、教育委員会が公民館を利用しようとするものに施設予約システムにより難い特別の事情があると認める場合は、別記様式第3号による利用許可申請書により利用の許可の申請をすることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認める場合は、別記様式第3号による利用許可申請書により利用の許可の申請をしなければならない。</p> <p>3 第1項の申請の受付開始日は、別表第2に定めるとおりとし、受付終了日は利用開始日の3日前とする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>4（略）</p> <p>別表第2（第5条関係）</p>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="197 1050 616 1114">利用施設</th> <th data-bbox="616 1050 1034 1114">受付開始日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="197 1114 616 1216">新潟市中央公民館 映像ホール</td> <td data-bbox="616 1114 1034 1216">利用開始日の6月前の日が属する月の初日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1216 616 1318"><u>新潟市白根地区公民館 ラスペックホール</u></td> <td data-bbox="616 1216 1034 1318"><u>利用開始日の12月前の日が属する月の初日</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1318 616 1414">その他の施設</td> <td data-bbox="616 1318 1034 1414">利用開始日の2月前の日が属する月の初日</td> </tr> </tbody> </table>	利用施設	受付開始日	新潟市中央公民館 映像ホール	利用開始日の6月前の日が属する月の初日	<u>新潟市白根地区公民館 ラスペックホール</u>	<u>利用開始日の12月前の日が属する月の初日</u>	その他の施設	利用開始日の2月前の日が属する月の初日	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1052 1050 1471 1114">利用施設</th> <th data-bbox="1471 1050 1890 1114">受付開始日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1052 1114 1471 1216">新潟市中央公民館 映像ホール</td> <td data-bbox="1471 1114 1890 1216">利用開始日の6月前の日が属する月の初日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1052 1216 1471 1318">その他の施設</td> <td data-bbox="1471 1216 1890 1318">利用開始日の2月前の日が属する月の初日</td> </tr> </tbody> </table>	利用施設	受付開始日	新潟市中央公民館 映像ホール	利用開始日の6月前の日が属する月の初日	その他の施設	利用開始日の2月前の日が属する月の初日	
利用施設	受付開始日															
新潟市中央公民館 映像ホール	利用開始日の6月前の日が属する月の初日															
<u>新潟市白根地区公民館 ラスペックホール</u>	<u>利用開始日の12月前の日が属する月の初日</u>															
その他の施設	利用開始日の2月前の日が属する月の初日															
利用施設	受付開始日															
新潟市中央公民館 映像ホール	利用開始日の6月前の日が属する月の初日															
その他の施設	利用開始日の2月前の日が属する月の初日															

白根地区公民館・白根学習館

部屋名	定員	設備	備考
ラスベックホール	505人	ステージ、可動席（300席）、ピアノ、映写スクリーン、音響反射板、松羽目、金屏風、音響設備、照明設備、プロジェクター、スライド映写機、舞台設備	<ul style="list-style-type: none"> • 飲食禁止、親子室を備え、コンサートや演劇、映画、発表会など多様な利用が可能な多目的ホール • 客席 344平方メートル 舞台 237平方メートル



議案第 30 号

新潟市教育委員会組織規則の一部改正について

新潟市教育委員会組織規則の一部改正について、次のとおりとしたいため議決を求める。

平成 31 年 3 月 14 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市教育委員会組織規則の一部改正について

1 改正理由

平成 31 年 4 月 1 日付け組織改正により、教育委員会事務局の一部の課において係制が廃止され、グループ制へと移行することに伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

教育総務課，学務課，施設課，教育職員課及び中央図書館における係の設置にかかる規定を削除する。

3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

新潟市教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

新潟市教育委員会組織規則（平成 1 9 年新潟市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「総務係 教育政策室」を「教育政策室」に改め、「学務係 経理係」，「管理係 計画係 企画調査係」及び「福利係」を削る。

第 1 3 条を次のように改める。

第 1 3 条 削除

附 則

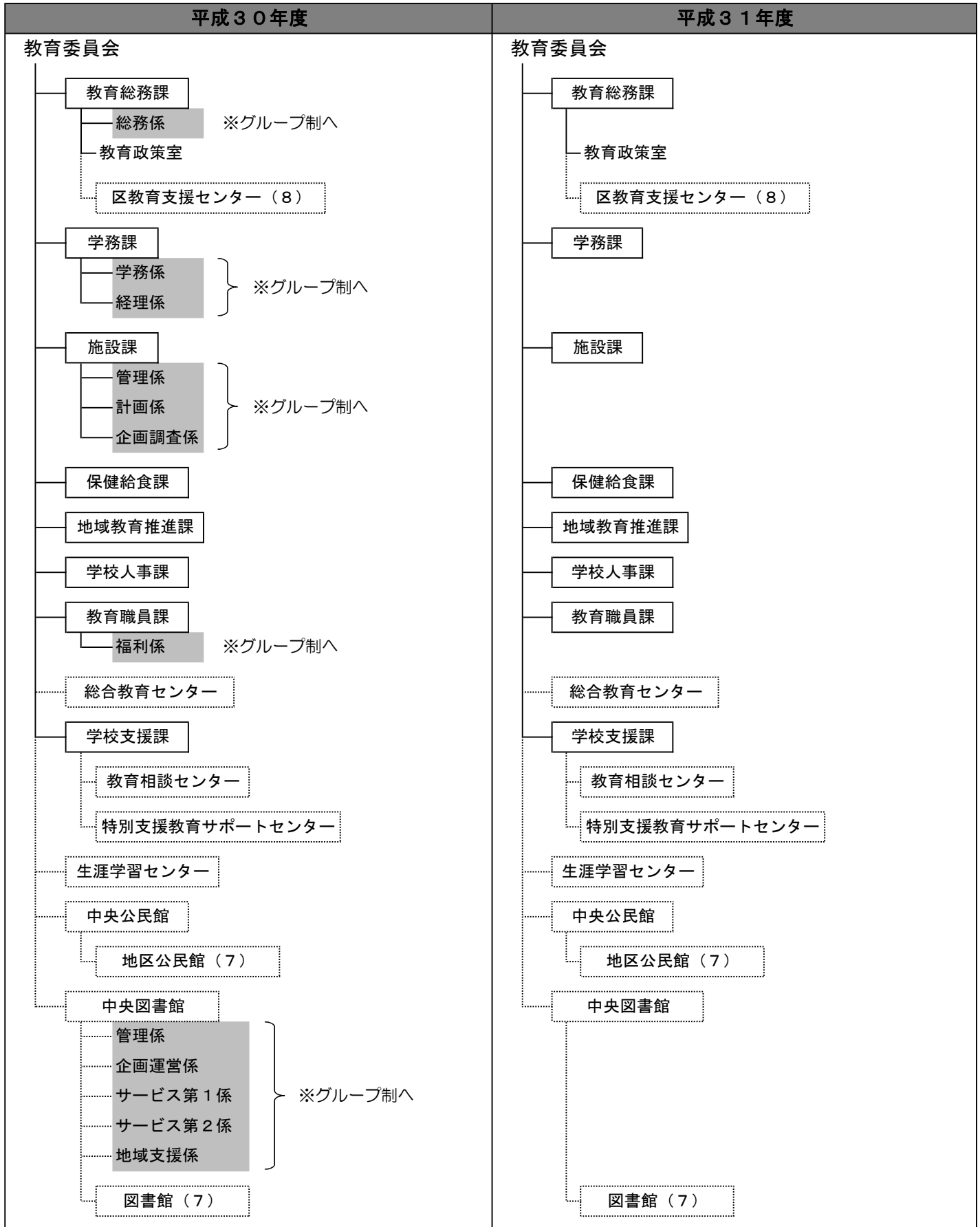
この規則は，平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

新潟市教育委員会組織規則(平成19年教委規則第6号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(事務局に置く課，課に置く室及び係)</p> <p>第3条 事務局に次に掲げる課を，課に次に掲げる室及び係を置く。</p> <p>教育総務課 <u>教育政策室</u></p> <p>学務課</p> <p>施設課</p> <p>保健給食課 保健係 給食係</p> <p>地域教育推進課</p> <p>学校人事課</p> <p>教育職員課</p> <p>学校支援課 庶務係</p> <p>(略)</p> <p>第13条 <u>削除</u></p> <p>(略)</p>	<p>(事務局に置く課，課に置く室及び係)</p> <p>第3条 事務局に次に掲げる課を，課に次に掲げる室及び係を置く。</p> <p>教育総務課 <u>総務係 教育政策室</u></p> <p>学務課 <u>学務係 経理係</u></p> <p>施設課 <u>管理係 計画係 企画調査係</u></p> <p>保健給食課 保健係 給食係</p> <p>地域教育推進課</p> <p>学校人事課</p> <p>教育職員課 <u>福利係</u></p> <p>学校支援課 庶務係</p> <p>(略)</p> <p><u>(組織)</u></p> <p>第13条 <u>中央図書館に次に掲げる係を置く。</u></p> <p><u>管理係 企画運営係 サービス第1係 サービス第2係 地域支援係</u></p> <p>(略)</p>

平成31年度 組織改正概要

(注)組織改正のある部等について、準課以上の組織を記載。ただし、係相当の組織改正については係組織まで記載



議案第31号

新潟市教育財産管理規則の一部改正について

新潟市教育財産管理規則の一部改正について、次のとおりとしたいため議決を求める。

平成31年3月14日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市教育財産管理規則の一部改正について

1 改正理由

現行規則において、教育財産の毎年度末の現在高について、翌年度の5月20日までに財産活用課長へ通知しなければならないことが規定されている。しかし、公有財産及び教育財産は現在統一的にシステム管理されており、財産活用課は教育財産の現在高についてシステム経由で把握が可能な状況となっている。当該規定については、システム導入前の事務処理体制に合わせた内容であると考えられるため、現状に即し改正を行うもの。

また、使用許可の範囲及び光熱水費の負担について、公有財産に準拠した取扱いができるよう所要の改正を行うもの。

加えて、文化財センターについて、平成30年4月1日付け組織改正により課長級機関から補佐級機関へと変更となったことに伴い、本規則においても教育財産管理者から教育施設管理者の位置付けへと変更すべきであったため、実態に合わせ規定を修正し、併せて必要な文言修正を行うもの。

2 改正内容

- ・現在高の報告に関する規定を削除する。
- ・使用許可の範囲に「隣接する土地の所有者又は利用者がその土地を利用するため、使用させることがやむを得ないと認めるとき。」を追加する。
- ・光熱水費の負担について、免除する場合を認めるただし書を追加する。
- ・教育施設管理者の定義に文化財センターを加える。
- ・第24条中「公有財産取扱要領」を「公有財産事務取扱要領」に改める。

3 施行期日

平成31年4月1日

新潟市教育財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市教育財産管理規則の一部を改正する規則

新潟市教育財産管理規則（昭和59年新潟市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「学校」の次に「，文化財センター」を加える。

第14条中第6号を第7号とし，第5号を第6号とし，第4号の次に次の1号を加える。

（5） 隣接する土地の所有者又は利用者がその土地を利用するため，使用させることがやむを得ないと認めるとき。

第19条に次のただし書を加える。

ただし，市長が特に認めるときは，この限りでない。

第23条を次のように改める。

第23条 削除

第24条中「公有財産」の次に「事務」を加える。

附 則

この規則は，平成31年4月1日から施行する。

新潟市教育財産管理規則(昭和59年教委規則第10号)新旧対照表

改正後(案)	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教育施設管理者 組織規則第2条に規定する機関(総合教育センター及び教育支援センターを除く。)、学校、<u>文化財センター</u>及び北区郷土博物館(以下「教育機関等」という。)の長をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(許可の範囲)</p> <p>第14条 教育財産の使用を許可することができる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 隣接する土地の所有者又は利用者がその土地を利用するため、使用させることがやむを得ないと認めるとき。</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>(略)</p> <p>(光熱水費等の負担)</p> <p>第19条 教育財産の使用許可を受けた者は、当該使用に係る電気、ガス、水道及び電話等の実費を負担しなければならない。<u>ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>第23条 削除</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教育施設管理者 組織規則第2条に規定する機関(総合教育センター及び教育支援センターを除く。)、学校及び北区郷土博物館(以下「教育機関等」という。)の長をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(許可の範囲)</p> <p>第14条 教育財産の使用を許可することができる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>(略)</p> <p>(光熱水費等の負担)</p> <p>第19条 教育財産の使用許可を受けた者は、当該使用に係る電気、ガス、水道及び電話等の実費を負担しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p><u>(現在高の通知)</u></p> <p><u>第23条 教育財産管理者は、教育財産について毎年度末の現在高を翌年度の5月20日までに財産活用課長に通知しなければならない。</u></p>

改正後（案）	現行
<p>(略) (準用) 第24条 教育財産台帳の取り扱いについては、新潟市公有財産事務取扱要領によるものとする。</p>	<p>(略) (準用) 第24条 教育財産台帳の取り扱いについては、新潟市公有財産取扱要領によるものとする。</p>

議案第 3 2 号

新潟市教育委員会情報通信技術の活用に関する規程の制定について

新潟市教育委員会情報通信技術の活用に関する規程の制定について、次のとおりとしたため議決を求める。

平成 3 1 年 3 月 1 4 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市教育委員会情報通信技術の活用に関する規程の制定について

1 制定理由

教育委員会における ICT 業務の管理体制については、「新潟市教育委員会電子計算機処理管理運営規程」により、市長部局の規程の例によることが定められている。この度、市長部局（ICT 政策課）において、ICT 業務プロセスの見直しや厳格化、ICT 活用の推進体制の再構築、ICT 業務の最適化推進等のために、関係規程の再編を行うこととなり、「新潟市電子計算機処理管理運営規程」を廃止し、「新潟市情報通信技術の活用に関する規程」が新規制定される。それに伴い、教育委員会においても規程の廃止・新規制定を行うもの。

2 制定内容

「新潟市教育委員会電子計算機処理管理運営規程」を廃止し、「新潟市教育委員会情報通信技術の活用に関する規程」を新規制定する。

3 施行期日

平成 3 1 年 4 月 1 日

新潟市教育委員会情報通信技術の活用に関する規程を次のように定める。

平成31年3月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育長訓令第 号

新潟市教育委員会情報通信技術の活用に関する規程

第1条 新潟市教育委員会における情報通信技術の活用に関しては、別に定めるもののほか、新潟市情報通信技術の活用に関する規程（平成31年新潟市訓令第 号）の例による。

第2条 前条の場合において、新潟市情報通信技術の活用に関する規程中、最高情報統括責任者（CIO）の権限とされている事項は総務部を所管する副市長に、最高情報統括副責任者（副CIO）の権限とされている事項は総務部長に及び最高情報統括責任者補佐官（CIO補佐官）の権限とされている事項は総務部ICT政策課長に委任する。また、部の長は教育次長、課の長は新潟市教育委員会事務専決規程（平成19年新潟市教育長訓令第3号）に規定する課等の長とする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

（新潟市教育委員会電子計算機処理管理運営規程の廃止）

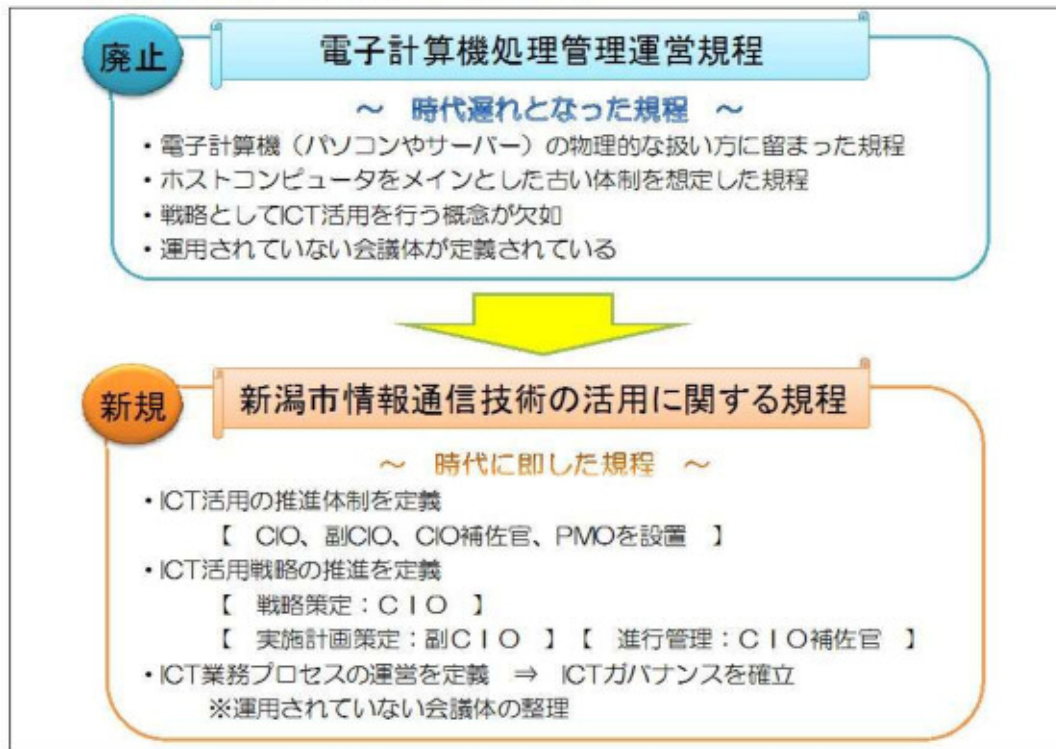
2 新潟市教育委員会電子計算機処理管理運営規程（昭和59年新潟市教育長訓令第4号）は、廃止する。

新潟市教育委員会情報通信技術の活用に関する規程（案）と廃止規程の対照表

新規制定規程（案）	廃止規程	備考
<p>新潟市教育委員会情報通信技術の活用に関する規程</p> <p>第1条 新潟市教育委員会における情報通信技術の活用に関しては、別に定めるもののほか、新潟市情報通信技術の活用に関する規程（平成31年新潟市訓令第 号）の例による。</p> <p>第2条 前条の場合において、新潟市情報通信技術の活用に関する規程中、最高情報統括責任者（C I O）の権限とされている事項は総務部を所管する副市長に、最高情報統括副責任者（副C I O）の権限とされている事項は総務部長に及び最高情報統括責任者補佐官（C I O補佐官）の権限とされている事項は総務部 I C T政策課長に委任する。また、部の長は教育次長、課の長は新潟市教育委員会事務専決規程（平成19年新潟市教育長訓令第3号）に規定する課等の長とする。</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。 （新潟市教育委員会電子計算機処理管理運営規程の廃止）</p> <p>2 新潟市教育委員会電子計算機処理管理運営規程（昭和59年新潟市教育長訓令第4号）は、廃止する。</p>	<p>新潟市教育委員会電子計算機処理管理運営規程</p> <p>第1条 新潟市教育委員会における電子計算機処理の管理運営については、別に定めるもののほか、新潟市電子計算機処理管理運営規程（平成元年新潟市訓令第3号）の例による。</p> <p>第2条 前条の場合において、新潟市電子計算機処理管理運営規程中、データ保護総括管理者の権限とされている事項は、すべて総務部長に、データ保護副総括管理者の権限とされている事項は、すべて総務部 I C T政策課長に委任する。</p> <p>附 則 この規程は、昭和59年7月1日から施行する。</p> <p>附 則（昭和62年教育長訓令第3号） この規程は、昭和62年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成元年教育長訓令第2号） この規程は、平成元年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成4年教育長訓令第2号） この規程は、平成4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成13年教育長訓令第3号） この規程は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年教育長訓令第1号） この規程は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年3月22日教育長訓令第1号） この訓令は、平成30年4月1日から施行する。</p>	

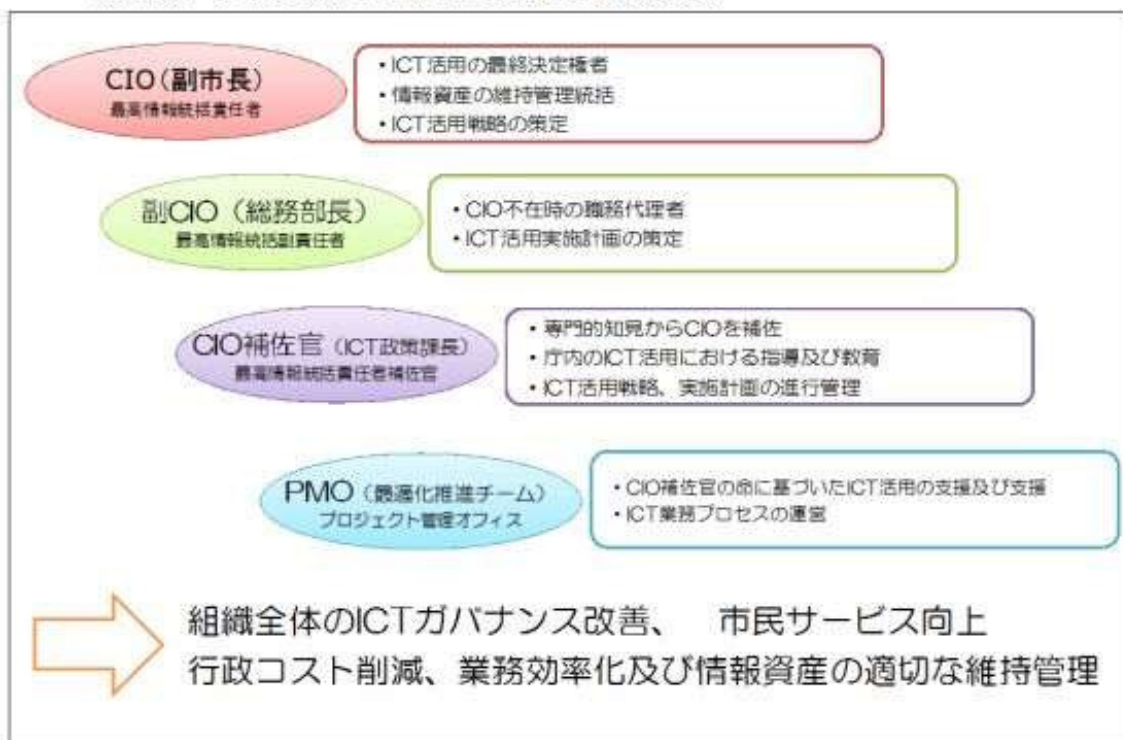
ICT活用に向けた規程再編

ICT活用の推進に向け、規程類の再編を行う



推進体制

CIOをトップとしたICT活用の推進体制を定義



議案第 33 号

新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正について

新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正について、次のとおりとしたいため議決を求める。

平成 31 年 3 月 14 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正について

1 改正理由

市立学校において、主幹を配置する必要があるため、また、市立特別支援学校において、図書館司書を配置する必要があるため、所要の改正を行うもの。

また、校長及び園長の年次有給休暇及び特別休暇の取得促進、並びに事務の簡素化を図るため、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

- ・市立学校に置くことができる職位に「主幹」を加える。
- ・市立特別支援学校に置くことができる職種に「図書館司書」を加える。
- ・校長及び園長の年次有給休暇及び特別休暇取得について、教育委員会の専決権限事項から校長及び園長の専権権限事項へと変更する。

3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

新潟市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則

新潟市立学校管理運営に関する規則（昭和33年新潟市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第25条の5（見出しを含む。）中「副主幹」を「主幹，副主幹」に改める。

第30条第1項中「校長にあつては委員会に，その他の職員にあつては」を削り，同条第2項中「校長にあつては委員会の，その他の職員にあつては」を削る。

第55条の3第2項中「介助員」を「図書館司書」に改める。

附 則

この規則は，平成31年4月1日から施行する。

新潟市立学校管理運営に関する規則(昭和33年教育委員会規則第1号)新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>(<u>主幹</u>, <u>副主幹</u>, 主査, 副主査)</p> <p>第25条の5 学校に必要と認める場合は, <u>主幹</u>, <u>副主幹</u>, 主査及び副主査を置くことができる。</p> <p>(略)</p> <p>(年次有給休暇及び特別休暇等)</p> <p>第30条 職員が新潟市職員の勤務時間, 休暇等に関する条例(平成7年新潟市条例第2号。以下「職員勤務時間条例」という。)第12条(新潟市教育職員の勤務時間, 休暇等に関する条例(平成28年新潟市条例第58号。以下「教育職員勤務時間条例」という。)第9条において準用する場合を含む。)に規定する年次有給休暇を得ようとするときは, 校長に請求しなければならない。</p> <p>2 職員が職員勤務時間条例第14条(教育職員勤務時間条例第9条で準用する場合を含む。)に規定する特別休暇を得ようとするときは, 校長の承認を得なければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(職員組織)</p> <p>第55条の3 特別支援学校には, 職員として, 校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭, 学校栄養職員及び事務職員を置く。ただし, 主幹教諭, 指導教諭, 養護教諭, 栄養教諭, 学校栄養職員及び事務職員は, 当分の間, 置かないことができる。</p> <p>2 特別支援学校には, 前項のほか, 助教諭, 養護助教諭, 講師, 保育士, <u>図書館司書</u>, 用務員, 給食調理員その他必要な職員を置くことができる。</p>	<p>(<u>副主幹</u>, 主査, 副主査)</p> <p>第25条の5 学校に必要と認める場合は, <u>副主幹</u>, 主査及び副主査を置くことができる。</p> <p>(略)</p> <p>(年次有給休暇及び特別休暇等)</p> <p>第30条 職員が新潟市職員の勤務時間, 休暇等に関する条例(平成7年新潟市条例第2号。以下「職員勤務時間条例」という。)第12条(新潟市教育職員の勤務時間, 休暇等に関する条例(平成28年新潟市条例第58号。以下「教育職員勤務時間条例」という。)第9条において準用する場合を含む。)に規定する年次有給休暇を得ようとするときは, <u>校長にあつては委員会に, その他の職員にあつては</u>校長に請求しなければならない。</p> <p>2 職員が職員勤務時間条例第14条(教育職員勤務時間条例第9条で準用する場合を含む。)に規定する特別休暇を得ようとするときは, <u>校長にあつては委員会の, その他の職員にあつては</u>校長の承認を得なければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(職員組織)</p> <p>第55条の3 特別支援学校には, 職員として, 校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭, 学校栄養職員及び事務職員を置く。ただし, 主幹教諭, 指導教諭, 養護教諭, 栄養教諭, 学校栄養職員及び事務職員は, 当分の間, 置かないことができる。</p> <p>2 特別支援学校には, 前項のほか, 助教諭, 養護助教諭, 講師, 保育士, <u>介助員</u>, 用務員, 給食調理員その他必要な職員を置くことができる。</p>	

議案第 34 号

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について、次のとおりとしたいため議決を求める。

平成 31 年 3 月 14 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について

1 改正理由

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の公布に伴う労働基準法の一部改正により、時間外労働の上限規制等が導入されることに伴い、教育職員においても、時間外勤務命令（いわゆる「超勤 4 項目」）の具体的な上限等を設定するもの。

2 改正内容

(1) 時間外勤務命令の上限時間

- ① 1 箇月 45 時間以下、1 年に 360 時間以下を原則とする。
- ② ①を超える見込みの場合は、任命権者と協議のうえ、1 箇月 100 時間未満、2～6 箇月平均で 80 時間以下、1 年について 720 時間以下を満たす時間を設定することができることとする。ただし、1 箇月 45 時間を超えて超過勤務を命じることができる月数は、1 年について 6 箇月以内とする。

(2) 時間外勤務命令の上限時間の特例

大規模な災害への対応等、突発的に対応が必要になった事案に対する職員に対しては、①、②の上限時間を超えて命じることができることとする。

(3) その他

時間外勤務命令の上限時間を超えて命じた場合は、要因の整理、分析及び検証を行うこととする。

3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

新潟市教育職員の勤務時間，休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月 日

新潟市教育委員会
教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市教育職員の勤務時間，休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
新潟市教育職員の勤務時間，休暇等に関する条例施行規則（平成29年新潟市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第8条の2 委員会は，職員に時間外勤務を命ずる場合には，各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の勤務時間を命ずるものとする。

- （1） 1箇月において時間外勤務を命ずる時間について45時間
- （2） 1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間

2 時間外勤務を命ずる権限を有する職員（以下この条において「所属等の長」という。）は，他律的業務（業務量，業務の実施時期その他業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）その他前項により難い業務に従事する職員がいる場合，委員会と協議のうえ，当該職員に対し，次の各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限度の勤務時間を命ずることができるものとする。

- （1） 1箇月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満
- （2） 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間
- （3） 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月，2箇月，3箇月，4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務を命ずる時間の1箇月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1箇月において45時間を超えて超過勤務を命ずる月数について
6箇月

- 3 所属等の長が、特例業務（大規模災害への対処その他の特に緊急に処理をすることを要するものと委員会が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する職員に対し、前2項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。
- 4 所属等の長が第1項各号に規定する時間（第2項の定めにより時間外勤務の時間を新たに設定した場合にあっては、第2項各号に規定する時間）を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、別に定める方法により、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。
- 5 前4項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成29年教育委員会規則第2号)新旧対照表

改正後(案)	現行	備考
<p>第8条 委員会は、職員に前条第1項各号に規定する勤務を命じる場合には、当該勤務が過度にならないように留意しなければならない。 <u>(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限)</u></p> <p>第8条の2 委員会は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の勤務時間を命ずるものとする。</p> <p><u>(1) 1箇月において時間外勤務を命ずる時間について45時間</u> <u>(2) 1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間</u></p> <p><u>2 時間外勤務を命ずる権限を有する職員(以下この条において「所属等の長」という。)は、他律的業務(業務量、業務の実施時期その他業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。)その他前項により難しい業務に従事する職員がいる場合、委員会と協議のうえ、当該職員に対し、次の各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限度の勤務時間を命ずることができるものとする。</u></p> <p><u>(1) 1箇月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満</u> <u>(2) 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間</u> <u>(3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務を命ずる時間の1箇月当たりの平均時間につ</u></p>	<p>第8条 委員会は、職員に前条第1項に規定する勤務を命じる場合には、当該勤務が過度にならないように留意しなければならない。</p>	

いて80時間

(4) 1年のうち1箇月において45時間を超えて超過勤務を命ずる月数について6箇月

3 所属等の長が、特例業務（大規模災害への対処その他の特に緊急に処理をすることを要するものと委員会が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する職員に対し、前2項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

4 所属等の長が第1項各号に規定する時間（第2項の定めにより時間外勤務の時間を新たに設定した場合にあっては、第2項各号に規定する時間）を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、別に定める方法により、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

5 前4項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、別に定める。

議案第 35 号

事務局及び機関の長の人事について

事務局及び機関の長の人事を，次のとおりとしたいため議決を求める。

平成 31 年 3 月 14 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

非公開での審議を予定しているため，詳細は関係者にのみ配布しております。

議案第36号

市立学校園の校園長の人事について

2月教育委員会定例会で採択した市立学校園の校園長の人事の一部を，次のとおり変更したいため議決を求める。

平成31年3月14日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

非公開での審議を予定しているため，詳細は関係者にのみ配布しております。

報 告

教職員住宅の廃止について

1 廃止の理由

現在、新潟市は2カ所（南区月潟地域、西蒲区中之口地域）に教職員住宅を設置している。いずれも旧村が、教職員の福利厚生の一環として設置し、新潟市に引き継がれたものであるが、平成28年9月に最後の入居者が退去した後、約2年間入居者がいない。

また、平成29年度の義務教育諸学校の教職員に係る権限移譲を機に、原則、広域的な人事異動はなくなり、新潟市立学校に勤務する教職員は、市内に生活根拠地がある職員となるため、教職員住宅の需要が減少した。

以上のことから、教職員住宅を廃止し、他の用途での活用や、処分（売却）を進める。

2 住宅概要

(1) 南区 月潟教職員住宅

①所在地：南区西萱場233-1

②建築年：平成6年度

③構造等：鉄筋コンクリート造り2階建て1棟、戸数：5戸、建物面積：314.28㎡

(2) 西蒲区 中之口姥島教職員住宅

①所在地：西蒲区姥島41-5

②建築年：昭和63年度

③構造等：木造平屋建て7棟、戸数：11戸、建物面積：529.69㎡

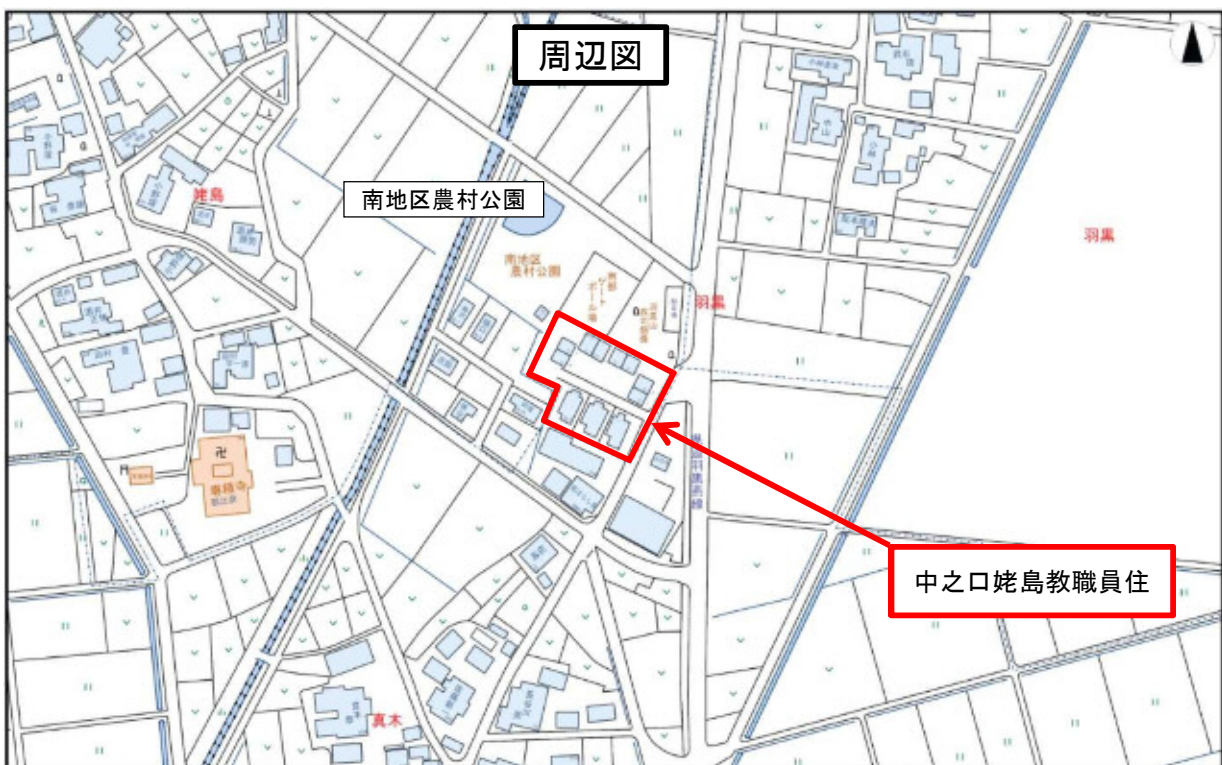
3 廃止後の管理等について

廃止後は、用途変更や売却等今後の利活用が決まるまで、教育職員課が引き続き管理する。

①南区 月潟教職員住宅



②西蒲区 中之口姥島教職員住宅



① 単身棟 (1棟2戸)



② 世帯棟 (1棟1戸)



I 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市は、政令指定都市移行を翌年に控えた平成18年に「新潟市教育ビジョン 基本構想・基本計画」（以下、「教育ビジョン」）を策定しました。この教育ビジョンでは、「政令市新潟」が目指すべき将来像を描く中で、次代の新潟を支え、世界に羽ばたく心豊かな子どもを育み、市民が学び育つ社会づくりのための、本市の教育の方向とあり方を明確にしました。

また、前期実施計画（平成19～21年度）、後期実施計画（平成22～26年度）、第3期実施計画（平成27～31年度）を定め、「教育ビジョン」に沿った取組を着実に進めてきました。

特に、「教育ビジョン」で示した「学・社・民の融合による人づくり、地域づくり、学校づくり」は、13か年に渡る施策事業の推進を通し、学校と地域が協働する取組として注目されるものとなりました。

この度、第3期実施計画の計画期間が終了するに当たり、これまでの計画達成状況や社会情勢の変化などを踏まえ、さらに重点的な取組をもって、本市の教育の向上を図るべく、第4期実施計画を策定することにしました。

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	2019	2020	2021	2022	2023	2024
基本構想	3つの基本目標と3つの目指す方向																	
基本計画	14の基本施策と62の施策								13の基本施策と54の施策					13の基本施策と40の施策				
実施計画	前期実施計画			後期実施計画				第3期実施計画					第4期実施計画					

2 計画の位置付け

この「教育ビジョン」第4期実施計画は、教育基本法第17条第2項に規定される、地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定します。

3 計画の期間

実施計画の期間は、2020年度から2024年度までの5か年とし、教育ビジョン基本構想・基本計画に基づいて実施します。

4 計画の対象事業

教育委員会が現在所管している、市立幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校における教育と、幼児から高齢者までの生涯学習全般において、「教育ビジョン」の基本施策に基づいて取り組む事業を対象にしています。

Ⅱ 新潟市教育ビジョン構造図



Ⅲ 基本構想

1 基本目標

- 学力・体力に自信をもち、世界と共に生きる心豊かな子ども
- 生涯を通じて学び育つ、創造力と人間力あふれる新潟市民
- 自立した学びと開かれた学びを支援する学習環境

2 目指す方向

(1) 学校教育の方向

- ・自分の力に自信をもち、地域を誇れる子ども
- ・「授業力」「組織マネジメント力」「人間力」を備え、市民感覚に富んだ教師
- ・校種間、学校間連携と外部の力を活かした学校づくり
- ・地域・保護者・学校が共に学校教育を考える参画型システムの深化

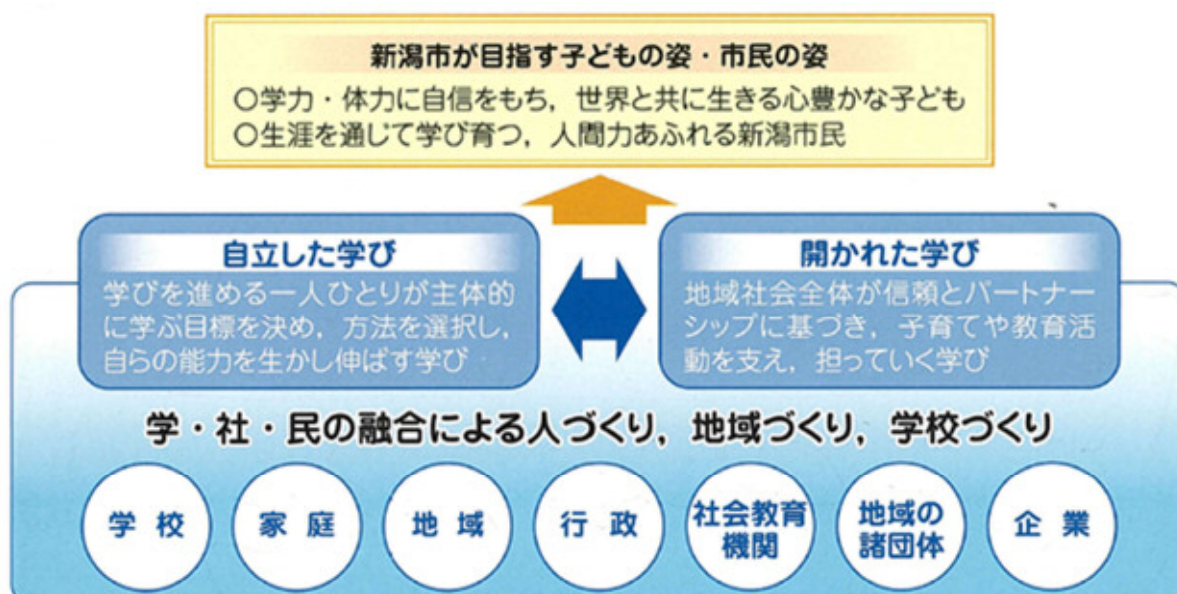
(2) 生涯学習の方向

- ・公民館や図書館などの学びの場を核とした、絆づくりと活力あるコミュニティの形成
- ・現代的・社会的課題やライフステージなど一人一人の多様なニーズに応じた学習機会の充実
- ・学校での地域活動拠点づくりや職員の資質向上など、生涯学習・社会教育の推進を支える基盤整備

(3) 教育行政の方向

- ・生涯にわたる教育や学習に対するニーズと課題に対応する現場を重視した体制づくり
- ・学・社・民の融合による教育の推進と学びのセーフティネットの構築
- ・地域（区）の特色を磨き、伸ばす、学びと育ちへの支援

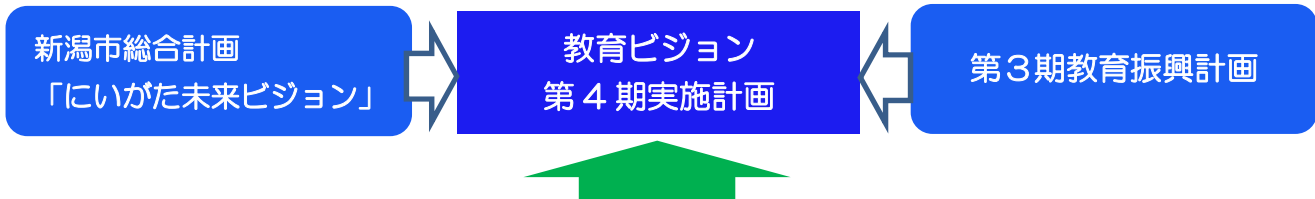
3 基本構想の構造図



IV 基本計画

1 第4期実施計画の中心的な考え方

第4期実施計画の策定にあたっては、第3期実施計画の成果と課題を踏まえ、取組の精選や重点化を図りました。また、その際には、国の第3期教育振興基本計画を十分に参酌するとともに、本市の総合計画「にいがた未来ビジョン」の内容とも調整を図りました。



《第4期実施計画の中心的な考え方》

これからの社会をたくましく生き抜く力の育成

～学・社・民の融合による人づくり，地域づくり，学校づくり～

「これからの社会」とは、人口減少や高齢化、グローバル化の進展に伴う外国人とのかわりの増加、超スマート社会の実現など、これまで誰も経験したことのない社会です。本市においても、^{*1}若者の県外流出等による人口減少や高齢化により、地域の活性化とそれを推し進める人材の確保や育成が必要となってきます。

学びを生かしたり、他者と協働したりしながら、課題解決や自己実現に向けて、様々なことに挑戦し続けるなど、これからの社会を「たくましく生き抜く力」を育てることで、主体的に物事を成し遂げることができる人材を学・社・民が一体となって育成していきます。

■本市が考える「たくましく生き抜く力」とは

学校教育においては、目標に向かって自らの学びを生かしたり、他者と協働したりしながら、様々なことに挑戦し続ける力、また、その過程で自分を振り返り、自分の成長を見出す力。

生涯学習においては、いくつになっても、何度でも学びに向かおうとする意欲を持ち、新たな自分を発見したり、生きがいを見つけたりする力、また、自分の学習成果を更なる活動に生かそうとする力。

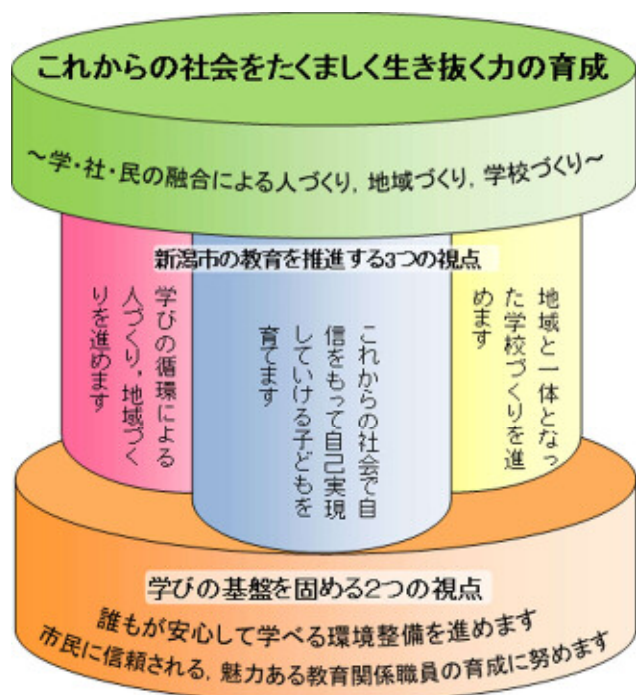
第4期実施計画では、次の視点から重点的な取組を行います。

新潟市の教育を推進する3つの視点

- これからの社会で自信をもって自己実現していける子どもを育てます。
- 学びの循環による人づくり，地域づくりを進めます。
- 地域と一体となった学校づくりを進めます。

学びの基盤を固める2つの視点

- 誰もが安心して学べる環境整備を進めます。
- 市民に信頼される，魅力ある教育関係職員の育成に努めます。



これからの社会をたくましく生き抜く力を育てていくためには、誰もが安心して学ぶことができる教育・学習環境づくりを目的とする「学びの基盤を固める2つの視点」からの取組を着実に実施することが基本となります。その上で、「新潟市の教育を推進する3つの視点」からの取組を以下のように推進します。

○これからの社会で自信をもって自己実現していける子どもを育てます。

主体的に物事を成し遂げようとするためには、自分で自分の価値を認め、自分を大切にしようとする気持ち、すなわち自己肯定感が重要です。学校教育においては、これまで、子どもの学習活動の中で、認め合いを重視し、子どもの自己肯定感を高めるように努めてきました。

※²新潟市生活・学習意識調査によると、本市の小中学生は、大人や友達に認められる経験をしていると回答する割合が、学年の別なく高い水準にあります。一方で、学年が進むにつれ、自分によいところがあると回答する割合が低くなる傾向が見られます。そこで、体験の中で、他者から認められることに加え、自分の取組を振り返り、成長を実感させることを大切にします。子どもが目標に向かって、様々なことに挑戦し続ける体験を通して子どもの自己肯定感を高めていきます。

また、人とのかかわりの中で自己実現していくために、互いに考えを伝え合い、合意形成したり課題を解決したりするコミュニケーション能力は、これからの社会にあって、ますます必要な力となります。学習指導要領の主旨を踏まえた着実な実践により、言葉を用いたコミュニケーションだけでなく、道具としてスマートフォンやパソコンを用いたり、身振りや行動を通して思いを伝えたりする等、柔軟にコミュニケーションすることができる力を高めることを通じて、人とのかかわりの中で自己実現していく力を高めていきます。

○学びの循環による人づくり、地域づくりを進めます。

生涯学習においては、これまで、市民のニーズに応じて様々な学びの場を提供してきました。※³人生100年時代の到来を見据え、「ともに学び、育ち、創る」生涯学習社会の一層の充実が求められています。社会教育や生涯学習活動で一人一人の興味・関心を深め、そこで培った能力や知識・経験を生かし、ボランティア活動、社会活動等に取り組み、それらを通してさらに学びを深め、新たな学習活動に進むなど、学習成果をさらなる活動に生かす

ことが大切です。

そのために、誰もが、いくつになっても、何度でも学ぶことができ、新たな自分を発見したり、生きがいを見つけたりすることができる場を提供していきます。

また、自ら学んだ成果を地域で生かし、学びを継承していくことで、新たなつながりを広げ、地域課題の解決や地域の活性化を推し進める人材の育成を進めることができます。

学習成果を人づくりや地域づくりに生かす循環型生涯学習の推進に一層力を入れていきます。

○地域と一体となった学校づくりを進めます。

※⁴本市においては、「学・社・民の融合による人づくり、地域づくり、学校づくり」の取組の推進によって、地域の力を生かした教育活動が行われてきました。児童生徒の学びの充実だけでなく、安心安全や学校経営に対する評価等、様々な場面で地域と学校が深くかかわっています。

本市では、その取組で得られた成果を最大限に生かし、地域と学校が目標を共有し、一体となった取組を進めることで、より多くの人材が学校づくりに参画できるようにし、子どもの学習活動をますます豊かなものにしていきます。

*注 釈

※1：職業を理由にした転出者数では、20～24歳の転出が顕著であり、魅力ある産業・雇用の場の確保が課題になっている。そして、15～19歳の世代における学業を理由とした県外転出が顕著である。本市で誇りをもって学ぶことができる環境づくりが課題となる。（にいがた未来ビジョン）

※2：新潟市立小中学校の児童生徒を対象とした新潟市生活・学習意識調査によれば、「やっていることを先生や友達に認められて、うれしいと感じることがよくあります」に「あてはまる」と回答した子どもは、どの学年でも概ね50%台で、学年ごとの大きな違いは見られない。（「ややあてはまる」を含めると小1で87.8%、中3で87.0%）認められた対象が地域の大人等の場合も同傾向である。一方、「自分にはよいところがあります」に「あてはまる」と回答した子どもの割合は、小学校1年生では67.2%で、学年が進むにつれて減少し、中学校3年生では31.4%になっている。（「ややあてはまる」を含めると小1で90%、中3で73.4%）数字は平成30年度の調査による。例年同様の傾向が見られる。

※3：第31期新潟市社会教育委員会議・建議より。

※4：全ての市立小中学校に地域教育コーディネーターが配置され、地域の力を活かした教育活動が行われている。

2 基本施策，施策一覧

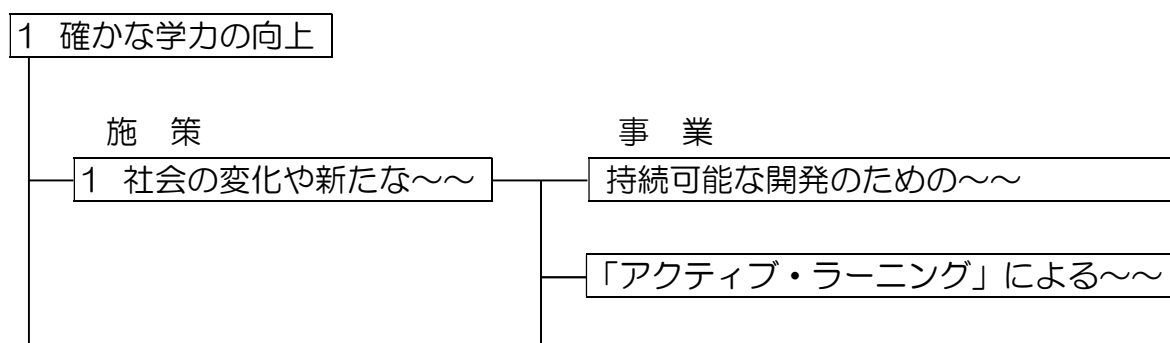
※基本施策と関連する施策の一覧表を掲載する予定。下の例は，第3期実施計画のもの

基本施策		施 策	
1	確かな学力の向上	1-1	社会の変化や～
		1-2	学び続ける～
			・ ・
2	豊かな心と健やかな体の育成	2-1	・ ・

V 実施計画

1 第4期実施計画体系図

※基本施策と関連する施策，事業の図を掲載する予定。下の例は，第3期実施計画のもの



新潟市教育ビジョン 第4期実施計画策定 アンケート結果

平成31年3月14日
教育委員会3月定例会
教育総務課教育政策室

※目的

「新潟市教育ビジョン第4期実施計画」の策定に当たり、その方向を定める参考とするため

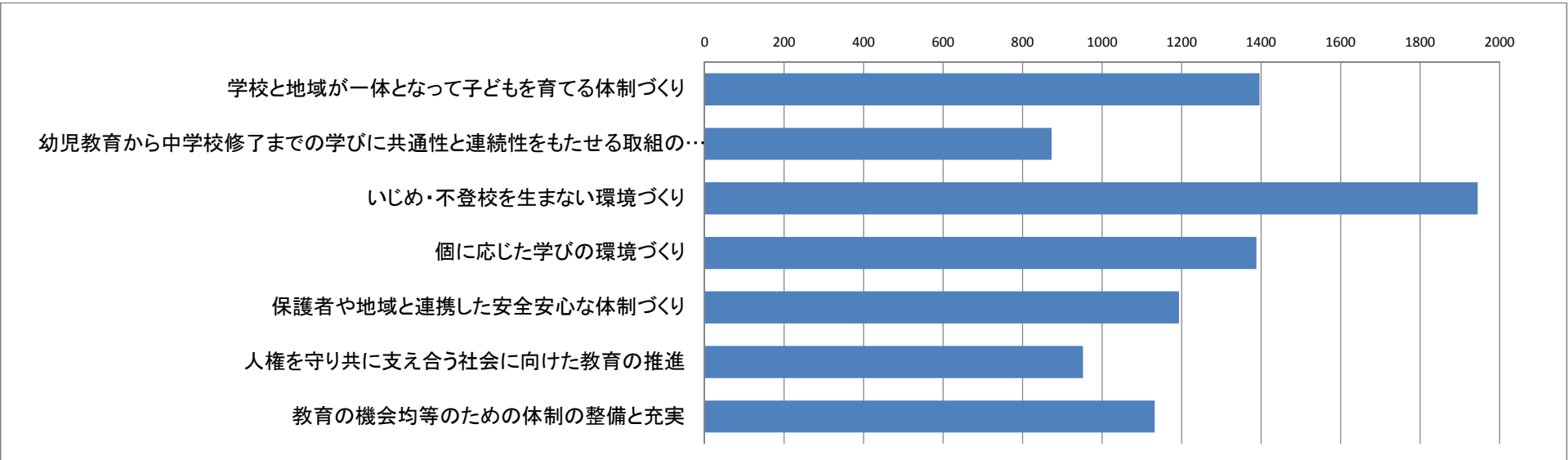
※実施期間 平成30年12月17日～平成31年1月11日

※回答者数 2852名

【設問1】誰もが安心して学べる教育・学習環境づくりに関して、特に力を入れてほしい項目

「いじめ・不登校を生まない環境づくり」に対する要望が最も高い。

次いで、「学校と地域が一体となって子どもを育てる体制づくり」と「個に応じた学びの環境づくり」が僅差で続く。

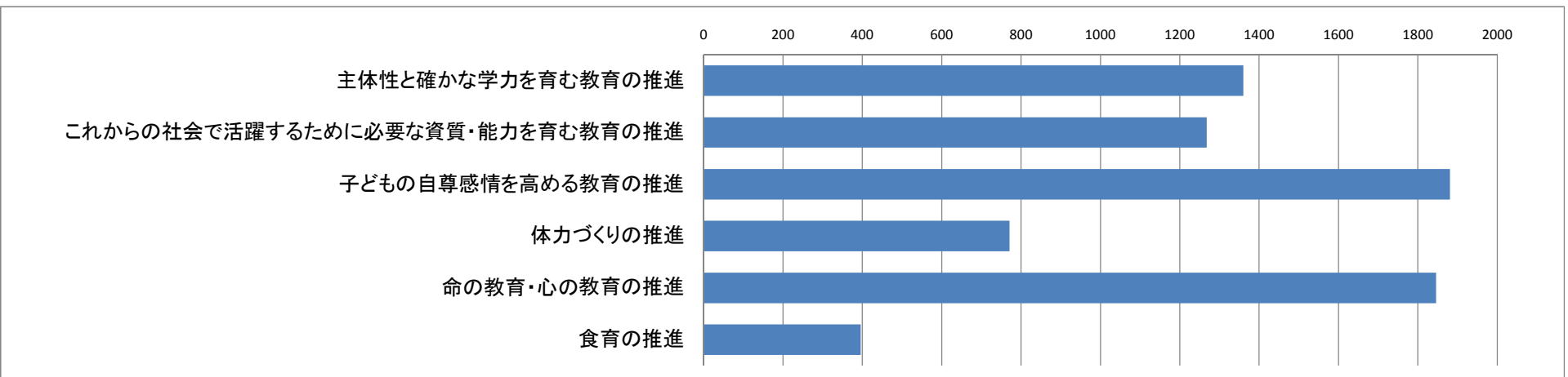


【設問2】学校教育に関して、特に力を入れてほしい項目

「子どもの自尊感情を高める教育の推進」に対する要望が最も高い。

次いで、「命の教育・心の教育の推進」が僅差で続く。

心の教育にかかわる要望が高い。



【設問3】教職員の育成や働き方に関して、特に力を入れてほしい項目

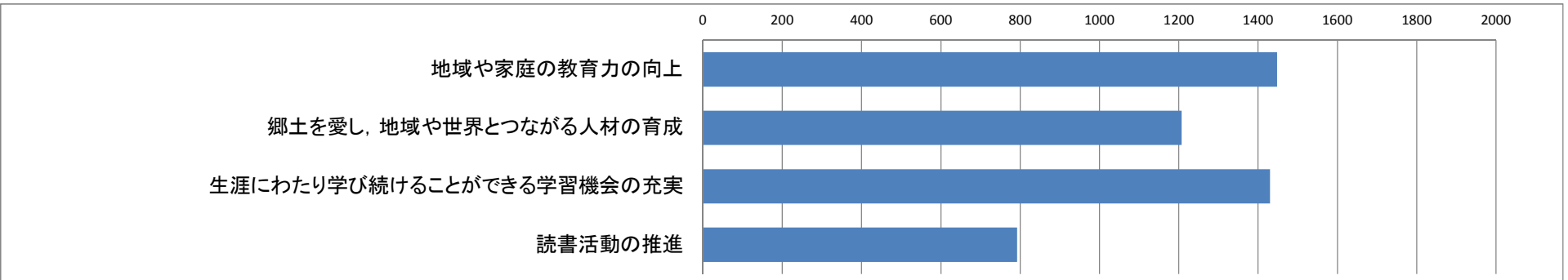
「子どもや授業と向き合うための教職員の働き方支援」に対する要望が高い。



【設問4】生涯学習に関して、特に力を入れてほしい項目

「地域や家庭の教育力の向上」に対する要望が最も高い。

次いで、「生涯にわたり学び続けることができる学習機会の充実」が僅差で続く。



○各設問において特に要望の高い項目について、以下のように第4期実施計画の視点と結びつけ、重点的に取り組んでいく。

視点: これからの社会で自信を持って自己実現していく子どもを育てます。

「命の教育・心の教育の推進」(設問2) 「子どもの自尊感情を高める教育の推進」(設問2)

視点: 学びの循環による人づくり、地域づくりを進めます。

「地域や家庭の教育力の向上」(設問4) 「生涯にわたり学び続けることができる学習機会の充実」(設問4)

視点: 地域づくりと学校づくりが結び付く取組を進めます。

「学校と地域が一体となって子どもを育てる体制づくり」(設問1)

視点: 誰もが安心して学べる環境整備を進めます。

「いじめ・不登校を生まない環境づくり」(設問1) 「個に応じた学びの環境づくり」(設問1)

視点: 市民に信頼される、魅力ある教育関係職員の育成に努めます。

「子どもや授業と向き合うための教職員の働き方支援」(設問3)

○上記以外の項目についても、施策に盛り込んで取り組んでいく。

多忙化解消行動計画進捗状況報告書

1 実施状況

- (1) 小・中学校校長会と教育委員会が働き方改革にかかわる研修会を複数回開催した。定例の校長会に働き方の研修会を重ねるなどして、新たに研修会を設けずに実施できるように進めた。

4月25日(火)	学校マネジメント研修会
5月23日(水)	働き方改革講演会
6月30日(水)	校園長全体研修会
6月26日(火)	中高連絡協議会
8月23日(木)	小学校校長会研修会



- (2) 市PTA連合会やタウンミーティング（地域コミュニティとの会）で教育委員会事務局が、教職員の働き方改革にかかわって啓発や協力の要請を行った。

【開催日】

校長会：	7月17日(火)	10月10日(水)
PTA：	4月19日(木)	5月26日(土)
	6月2日(土)	7月14日(土)
	9月29日(土)	11月27日(火)
	1月9日(水)	2月9日(土)
タウン：	4月27日(水)	6月28日(木)
	7月19日(木)	7月25日(水)
	7月26日(木)	7月27日(金)
	6日間8か所	

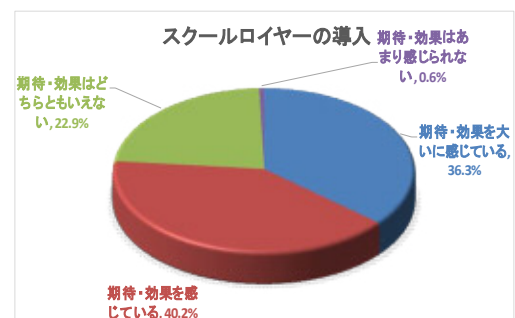
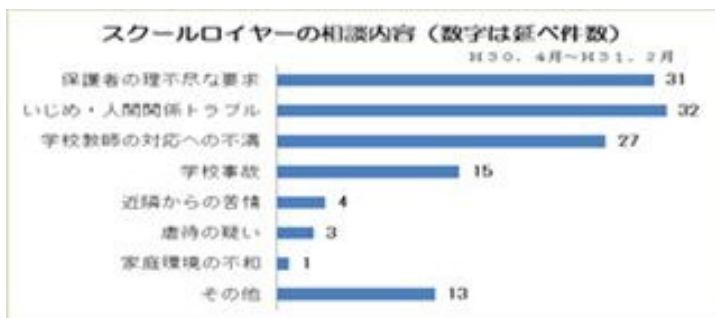
- (3) ワーキング会議（課長級，補佐級，課内）を開催して，多忙化解消行動計画の達成状況や方策の進捗状況，及びその効果を検証している。また，教育委員会全体としての共通した取組や各課の方策について検討を重ねた。

- ・これまで実施していた夏季休業中の学校閉庁日の他に，冬季休業中に「休暇の促進日」を学校ごとに設定できるようにした。また，各課で主催している悉皆研修会の時期を調整することにした。
- ・教育委員会指定の研究会や訪問，視察などの内容や回数について委員会事務局で共有し，できる限り重なりを減らすなど負担軽減が確認された。
- ・学校への発出文書のルールを統一し，受付の負担軽減を図るとともに，照会の方法を簡素化するようにした。

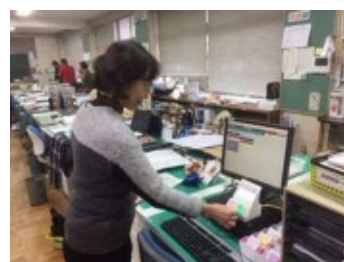


- (4) 校長会の代表とワーキング会議を行い，学校現場の声を踏まえた方策の検討を進めた。校長会，教頭会，PTA等，関係団体との連携による長時間勤務の縮減。教育委員会と校長会の代表で構成される「学校における働き方改革検討ワーキングチーム」を立ち上げ，教育の質を保ちながら長時間勤務を解消するための話し合いを進めている。

- (5) スクールロイヤー制度を構築し運用を開始した。4月～6月を試行期間として，7月よりスクールロイヤー制度を開始した。9月からは，これまで実施してきた学校や教育委員会とのロイヤー相談に加えて，学校ダイレクト相談を導入してスクールロイヤー制度の運用を全市に拡大した。各区の校長会等にスクールロイヤーが出向いてロイヤー制度の活用のある方や問題対応について研修会を実施した。スクールロイヤー制度の導入については，学校現場からの肯定的な受け止めが大半であり，全市で運用を開始したことで，様々な相談があった。学校の困り感により寄り添い，適切なアドバイスがなされることで，重大なトラブル発生への未然防止になっている。



- (6) 学校事務職員で組織した学校事務システム検討会を開催し、出退勤管理システムの検討を行った。【開催日】 6月15日(金)、7月27日(金)、10月15日(月)、12月17日(月)
- (7) 出退校簿による出退勤管理とタイムレコーダーによる出退勤管理の比較のため、市内小学校1校、中学校1校で3か月間(10月～12月)のタイムレコーダーによる出退勤管理実験を行った。
- (8) 「時間外の電話対応のルール」について、校長会やPTA連合会と協議を重ね、全市一斉で展開するための準備とその理解を図っている。
- (9) 学校徴収金の公会計化へ向けた研究のため、関係課、学校現場の代表等で、先行実施している自治体へ視察を行った。【実施日】横浜市 8月6日(月)、千葉市9月21日(金)



2 成果(指標)

- 指標 ① 月あたりの時間外勤務時間の平均が45時間以下の教職員を増やす。
 ② 年あたり14日以上 of 年次有給休暇を取得する教職員を増やす

- (1) 各月の平均時間外勤務時間は下記の通りである。2月時点では、昨年度と比較して、45時間以下の教職員の割合は微増している。

平成30年度実績

割合	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	平均
100時間以上	4.7%	4.9%	3.6%	1.9%	0.1%	2.2%	2.9%	1.6%	0.5%	0.4%	0.7%	2.1%
80時間～100時間	7.9%	8.3%	8.0%	3.8%	0.6%	5.1%	6.9%	4.5%	1.4%	1.8%	2.6%	4.6%
60時間～80時間	17.7%	20.4%	19.1%	10.3%	0.9%	12.7%	19.2%	14.3%	5.8%	6.7%	10.6%	12.5%
45時間～60時間	21.9%	21.4%	21.3%	17.2%	2.9%	18.4%	20.7%	21.0%	12.0%	14.4%	20.0%	17.4%
45時間以下	47.8%	45.1%	48.1%	66.7%	95.4%	61.5%	50.3%	58.5%	80.4%	76.7%	66.1%	63.3%

平成29年度実績

割合	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	平均
100時間以上	6.5%	8.0%	7.8%	3.9%	0.1%	5.4%	7.1%	4.5%	1.3%	1.4%	2.8%	4.4%
80時間～100時間	8.8%	9.3%	10.4%	4.6%	0.2%	9.0%	8.9%	7.4%	3.0%	2.5%	5.4%	6.3%
60時間～80時間	19.0%	19.1%	21.6%	10.7%	0.6%	17.2%	18.3%	16.6%	5.3%	6.3%	13.1%	13.4%
45時間～60時間	22.3%	20.2%	20.5%	14.7%	1.4%	20.3%	19.9%	19.7%	7.2%	9.6%	18.0%	15.8%
45時間以下	43.4%	43.4%	39.7%	66.2%	97.7%	48.1%	45.8%	51.7%	83.2%	80.1%	60.7%	60.0%

- (2) 年次有給休暇の取得については、12月時点で平均11.5日4時間の取得であった。冬季休業中の12月27、28日1月4日を学校選択による「休暇促進日」とした効果もあり、取得が進んでいる。また、学校での積極的な働きかけもあり、年度末には市全体の平均年次有給休暇取得割合は向上する見込みである。

3 四半期まとめ(4月～12月)

	対象人数	平均年次有給休暇取得日数	平均年次有給休暇取得割合
H29(最終)	3,926人	14.0日	44.7%
H30(12月まで)	3,823人	11.5日4H	33.7%

3 今後の取組予定

- (1) 教育委員会事務局間の連携を一層強化する。事務局内ワーキング会議、有識者を招いた検討会を今後も定期的に開催し、学校現場の業務改善をフォローアップする。
- (2) 各職種別の教育現場と行政によるワーキングチームによる具体的な方策検討を今年度以上に開催して、現場目線での改革を推し進める。
- (3) スクールロイヤー制度については、問題解決できた好事例を積極的に集積して、全市で汎用を図れるような取組を推進する。
- (4) 出退校簿については、タイムカードと同様な使い方ができるように改良に力を入れていく。
- (5) 「新潟市働き方改革リーフレット」を学校、保護者に配付し、働き方改革の啓発を一層推進する。